

## 明けまして おめでとうございます



「クマタケラン」(和歌山県大島の正月飾り) 画・渡辺 和恵

### ◆ 特集

- ・「地域で支える高齢社会」シンポジウム

### ◆ 友の会活動

- ◆ 所員近況
- ◆ 事務所短信

### ◆ 事件・活動のご紹介

- ・ 思想調査国家賠償請求事件
- ・ 養育費について
- ・ B型肝炎訴訟

発行 **きづがわ共同法律事務所友の会**

〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1丁目9番19号(酒井家ビル1号館)

TEL: 06-6633-7621 FAX: 06-6633-0494

<http://www.kizugawa-law.jp/>

第**31**号  
2013.1





# シンポジウム

## 「地域で支える高齢社会 ～安心して暮らしていくために～」 を開催しました



講師 小川 栄二

2012年11月17日、表記のシンポジウムが開催されました。  
このシンポは、大阪市南西部きつがわ地域で、医療生協や地域の民主団体、法律事務所等が集い、高齢者・障がい者が地域で安心して暮らせるようにネットワークを作りたい思いで、実行委員会を結成し準備してきたものです。

### 制度や枠を越えたつながりが大切

第一部は、立命館大学産業社会学部現代社会学科の小川栄二教授による講演「地域における高齢者等の孤立と新たな住民の役割」でした。小川教授は、23年間、東京でケースワーカーとして活躍された経験から、まず、高齢者の「衣食住」から見る生活悪化の具体例が紹介されました。そして、「閉じこもり」や援助の「拒否」事案が目立っていること、最近の教授の調査を踏まえて、援助の緊急性の高い事案や孤独死事例に関しては、そもそも福祉サービスから排除されている割合が高いことを指摘されました。サービスがわからない、どこに相談したらいいかわからない、病状がわからない、といった情報からの疎外を克服するためには、制度の枠を越えて、専門家や地域住民が自主性を発揮してつながっていくことが大切で、今回のシンポはその意味で意義深いこととされました。

#### プロフィール

立命館大学産業社会学部現代社会学科教授

研究概要: 高齢者在宅ケアにおける社会福祉方法論。国民生活の現実をふまえた社会福祉労働の専門性の確立と労働者が主体となった研究方法の確立を行う。著書: 「在宅支援の困難事例と対人援助技法―場面再現記録法によるホームヘルプ実践の理論化に向けて」他多数。

安心して地域で暮らしつづけるために **高齢者・障がい者のための**

**電話相談 出張相談** をおこなっています



(受付専用ダイヤル)

**06-6633-7624**

受付時間: 月～金 午前9時30分から午後5時まで

↓  
受付後、翌日までに、  
弁護士からお電話いたします。  
(相談時間: およそ30分まで。相談料は無料です。)

どなたからでもお気軽にご相談下さい





休憩・タオル体操

第二部  
パネルディスカッション

# ～地域力でつながろう～



松田 美由紀（港生活と健康を守る会 事務局長）

港生活と健康を守る会は、国保・介護保険の減免や生活保護の申請などの活動をしています。年に何回もピラ配布をしているので、そのピラをみた人からの相談も多いのです。最近ではワンルームマンションも多く、町会に入っていないため回覧板も届かず、様々な情報が入らない人が多くなっています。会員さんには、新聞を届ける時に安否確認をしたり、会員自身も近所に目を配るようにしています。

山野 理加（南大阪医療生協 看護師）

住吉区は、高齢者率が24%です。以前、地域在住の独居高齢者に認知症状が出て、ボヤ騒ぎや頻りに警察を呼ぶなど地域内で問題となりましたが、逆に他人ごとではないと、地域の方々が、声かけや安否確認をしてくれるようになりました。医療機関だけで24時間の見守りは無理ですので、こういう地域の見守りがとても大切だと思います。医療生協でも在宅生活を支えていくため、災害時の利用者の安否確認のための連絡表作りを計画しています。



山下 健（大正民主診療所前所長 医師）

介護保険制度ができてから、医師と患者（利用者）との距離が遠くなったように思います。介護の議論は医師抜きで進み、さみしい思いをしています。制度の枠を超えて医師と介護者が手をつないでいかなければならないと思います。今回のシンポジウムはまさにその対話の場になってよかったと思います。

山田 英樹（大阪きづがわ医療福祉生協 ケアマネージャー）

西成区は大阪南西地域の中でもとりわけ高齢者の割合が高い地域です。高齢者がひとりぼっちにならないようモーニング班会などいろいろな取り組みをしています。ケアマネージャーとしてケアプランをたてるのは紙の上の流れ作業のようになりがちなので、できるだけ地域の在宅の人をまわって、その人をよく見ていかないとダメだと思っています。



峯田 和子（きづがわ共同法律事務所 弁護士）

高齢者の消費者被害や経済的虐待事案など、高齢社会の中で弁護士としても高齢者・障がい者の法律相談に直面する場面が増えています。判断能力や介護者らに対する負目など様々な要因はありますが、高齢者・障がい者自身が早期に声を上げることは困難な側面があります。よって、弁護士としては、より法的アクセスが容易になるようなシステムを広めていくと共に、周囲の連携によって早期に被害を把握し、必要な法的手当を図っていく必要があると考えています。

北添 眞和（大阪やすらぎ支援の会 専務理事）

「終活」が静かなブームになっています。自分らしく生き、自分らしい締めくくりを希望する人が増えていて、そのお手伝いをしています。最近では、全体としては直葬が増えていますが、やはりきちんと故人を見送ってあげることが大切なのではないかと思っています。孤独者の方の葬儀を医療生協の職員の方がされているのは素晴らしい活動だと思いました。葬儀を考えることは、どう生きていくかを考えることなので、この機会にぜひ真剣に考えてみてください。



今回は70名の参加がありました。

参加者みなさんが協力して、ブロックでかまどを作ったり、材料を切るなどして、みそ味としょうゆ味のおいしい鍋が出来上がりました。また、前回も好評だったニジマスの塩焼きは焼けるそばからなくなっていきました。焼き芋、みかんもあり、食い倒れの1日となりました。

腹ごなしには、班対抗のボール入れゲーム。意外な難しさに、みなさん苦戦していたようです。

天気は曇り空でしたが、お鍋でほどよく暖まりました。



## 今後の予定

### 友の会 新春のつどい

- とき  
2013年2月1日(金) 午後5時半受付
- ところ  
道頓堀ホテル
- 会費  
6000円
- 内容  
総会・懇親会  
恒例の福引もあります。

2012.11.15  
きづがわ塾  
相続と遺言  
-老後の安心のために-

講師  
鈴木廣隆弁護士  
主催  
きづがわ共同  
法律事務所  
友の会



11.15 相続と遺言～老後の安心のために～鈴木弁護士



9.24 裁判員裁判を考える  
岩田弁護士

きづがわ塾

## ハイキング

### そうだ 飛鳥へ行こう

2013年4月20日(土)

## 今後の きづがわ塾

2月14日(木) 午後6時～

交通事故のABC

講師 弁護士 森 信雄

5月14日(火) 午後6時～

働き方を考える  
-労働法の基礎-

講師 弁護士 坂田 宗彦

〈お申込み・お問い合わせ〉は同封のチラシをご覧ください



## 大阪きづがわ医療福祉生協 専務理事

おく あきら  
奥 章さんに聞きました



インタビュアー：坂田弁護士

■大阪きづがわ医療福祉生協が誕生しました。誕生のいきさつはどんなことでしたか。

大阪きづがわ地域では、1970年に、安心してかかれる自分たちの診療所として地域住民の手によって西成民主診療所（1975年に生協法人）が建設され、その後1975年に、大正民主診療所、港生協診療所が発足しました。3診療所は在宅医療や健康作りを中心にした事業を展開してきましたが、介護保険実施前後から、地域住民の生活そのものを援助し、地域に住み続けることを応援することを目標として活動の幅を広げてきました。

そして、2012年4月1日をもって、港医療生協、大正医療生協、西成医療生協の3法人が合併し、大阪きづがわ医療福祉生協が誕生しました。6行政区・50万市民を対象に、医療・福祉に従事する人材を確保・育成し、「健康で安心なまちづくり」をめざしていきます。

■「生協」というと物品購入を想像しますが医療福祉生協とはなんでしょうか。

医療や福祉事業を中心に行う生協です。診療所や介護事業など幅広い事業を展開しています。大阪きづがわ医療福祉生協でもデイケアや訪問介護サービスにとどまらず、高齢者住宅、行政の委託も受けている配食事業所、0才からの病児を預かる病児保育室（西成民主診療所）などを運営しています。ちなみに西成民主診療所のスローガンは、「0才から100才までみんなが安心診療所」です。



■医療福祉生協の組合員になって、どんないいことがありますか。

医療福祉生協では、ハイキングや観光など四季を通じた様々な催しが地域の支部単位でも行われており、食事会やモーニング班会など組合員の交流の場がたくさん用意されています。つい最近も、組合員の方から、「老後は寂しい生活になると諦めていたところ、憩いの場が出来、穏やかな日を送っています」という感謝の手紙を頂きました。こうした人と人との「きずな」を作ることが出来る場なのです。

■きづがわ共同法律事務所では、高齢者・障がい者のための無料電話相談、出張相談を始めました。医療福祉生協から事務所へご要望がありましたらお聞かせ下さい。

医療福祉生協でも、「無料及び低額診療事業」を始めることとし、先の総代会で定款を一部変更しました。お金がなくて医療にかかれない事態を招かないようにするためです。高齢社会・格差社会で地域での高齢化や貧困が進んでいます。医療や介護の現場と法律事務所が互いに連絡を取りつつ連携して問題の解決をめざしたいと思います。

## きづがわ友の会にご入会下さい

市民と司法の橋渡しとして、学習や交流・懇親、その他バラエティに富む企画でお待ちしております。



会員の方は、  
2013(平成25)年度分の  
会費を、振替用紙で  
おさめてね!  
よろしくおねがいます

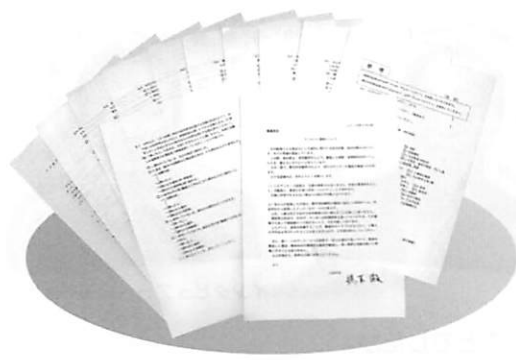
- 年会費1000円(個人)を郵便振替用紙で払込送金してください。この用紙が入会申込書を兼ねます(入会から平成25年末までの会費となります)。団体・法人会費は一口5000円です。
- 入会された方に、会員カードをお送りします。
- 次年度以降の会費支払いは、毎年振替用紙を送付します。

# 思想調査国家賠償請求事件



弁護士 宮本 亜紀

昨年二月に、橋下徹大阪市長が大阪市全職員に対して、「街頭演説を聞くなど特定の政治家を応援する活動に参加したか」「いつどこで誰に誘われたか」「労働組合に加入しているか」などのアンケートを、記名式で「業務命令であり、正確な回答でなければ処分があり得る」とまで書いて実施しました。すぐに大阪弁護士会・日弁連・他のあらゆる法律家団体が、憲法で保障された思想の自由、表現の自由、組合活動の自由等を侵害するものだ！と声明を発表し、大阪府労働委員会でさえ異例の中止勧告をしたほど、憲法の遵守を求められる市役所としてあり得ない人権侵害です。七月に、大阪市職員五五名がこの「思想調査アンケート」に対して国家賠償請求訴訟を起こし、全国からの一〇〇名を超える弁護士とともに闘っています。



10頁にわたる思想調査アンケート

クビになり家族が路頭に迷う恐怖を感じながらも、自分の思想良心を踏みにじられない、生き方としての労働組合活動を否定されたくないという原告らの思いを、事務所の増田尚弁護士と私も弁護団員として代弁しようと思っております。

## 選挙活動記名調査

### 「拒否する職員処分も」

大阪市は10日から、すべての市職員を対象に、市長選などの選挙活動に関するアンケートを実施する。橋下徹市長は9日、職務命令でアンケートへの回答を義務づけ、拒んだ職員は処分すると表明した。地方公務員の政治活動は地方公務員法や公職選挙法で規制されているが、職制に政治関係の有無を問う調査は波紋をひびかせた。

職員対象のアンケートでは、いつ拒否していた選挙活動に携わったかを質問。橋下氏は、職員が不適切な行為を申告した場合も処分を厳格するとし、実態解明を優先する姿勢を示した。

調査に先立って市は9日、「行政と政治の分離について」と題した見解を発表。昨年11月の市長選に際し、市の広報誌などで「橋下氏が掲げる」都構想に反対する立場から情報発信していた」と認めた。

橋下氏は会見で、市職員の政治関与を規制する条例を定める考えを改めて表明。選挙前の広報誌には現職市長の写真などを掲載しないといったルールを感じ込む方針を示し、「現職市長の選挙で役所を挙げて応援するのは全国どこでも同じ。大阪がルールを作り、問題を自治体が出ればよい」と述べた。

(坂倉由佳)

朝日新聞

# 養育費について



弁護士 坂田 宗彦

民法の改正によって、協議離婚にあたっては親子の面会や交流、養育費の負担について、子どもの利益を最大限尊重すべきことが法律に明記され、役所への離婚届の提出にあたって、親子の面会方法や養育費の約束についてのチェック欄が設けられるようになっていきます。

離婚の際の未成年の子どもの養育費については、まず当事者で協議をし、協議がまとまればその内容を文章にし署名・押印をしておくことが大切です。公正証書を作成しておけば未払の場合の強制執行が可能となります。なお、養育費の「相場」については、裁判官が作成した算定表が家庭裁判所のホームページなどで公開されていますので参考にしてください。

離婚時に養育費の取り決めをしていなかった場合でも養育費の請求は可能ですし、いったん決めた養育費の増額や減額も正当な理由があれば可能です。なお合意が出来ない場合には、早々に家庭裁判所に調停・審判の申立をすることをすすめます。家庭裁判所の実務上の取り扱いとして、申立がなされた時点からの養育費の増減額を判断する傾向があるからです。



# B型肝炎訴訟

◆続々和解できています◆

◆原告団で「恒久対策」活動を始めました◆

B型肝炎訴訟は、国との基本合意にもとづいて資料を提出し、和解が続々成立しています。必要な資料の収集がちょっと手間ですので提訴までに時間がかかったり、資料を提出してから国からの回答があるまでに5ヶ月以上待たされたりしていますが、概ね提訴から1年以内に解決できるめどがたってきました。



しかし、和解金を得ても病は治りません。

また、予防接種で感染した人も、他のルートで感染した人も、肝炎、肝硬変、肝臓ガンの苦しみは同じです。

そこで、原告となった方々は、同じ病気の仲間と病の苦しみを語ってわかちあい、医療講演会などで知識を得て主体的に治療に臨み、治療の経済的負担の軽減や治療法の進歩などを求めて行政へ働きかけ、家族や職場に病気への理解を深めてもらう工夫をし、世間の差別偏見を解消するための働きかけをする、など患者としての社会活動を始めています（これを原告団では「恒久対策」と呼んでいます）。

原告の皆さんは、B型肝炎訴訟に参加することで、B型肝炎の患者の世界を少しずつ改善していっています。今後ともご支援下さい。

(全国B型肝炎訴訟大阪弁護団事務局長 弁護士 井上洋子)

**B型肝炎訴訟の「基本合意」が成立しました**  
安心して治療を受けられる恒久対策の確立に向けて

ウイルス性肝炎患者の救済を求める  
全国B型肝炎訴訟・大阪弁護団



## 相談窓口

全国B型肝炎訴訟・大阪弁護団

電話：06-6647-0300

(月～金曜日 午前10時～午後5時)

FAX：06-6647-0302

弁護団ホームページは「B型肝炎大阪弁護団」で検索して下さい。

## 大阪

医療講演会、特措法相談会

2013年2月23日(土)

時間未定

場所：緑地駅ビル8階の会議室

<http://www.kita-kyu.co.jp/eigyou/ry08.html>

## 徳島

医療講演会、引き続き特措法個別相談会

2013年2月24日(日)

13時開場 13時半～

場所：阿南市商工業復興センター

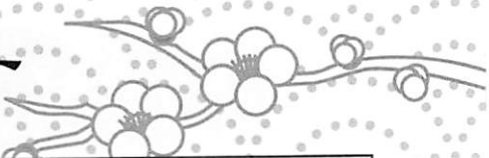
〒774-0030

徳島県阿南市富岡町今福寺34-4

TEL 0884-24-3232



# 今年もよろしくお祈いします



## 原発即時ゼロに向けて

弁護士 小林 保夫

「名も知れぬ田舎なりしを...」。これは、二〇一一年四月、私の事務所  
 所で原発に因んで募集した俳句の導入部分です。

私は、以前は、今では新聞やテレビでひんぱんに報道される飯館  
 村、葛尾村など東北の村々の名をまったく知りませんでした。しか  
 し、もうそこには里山の郷愁をかき立てるものではなく、放射能の恐怖  
 が支配する異質の世界にな  
 っています。

原発は、直接、途方もな  
 く広範な地域の何十万、何  
 百万という人々の生存その  
 ものを脅かす凶器です。

原発は、核兵器とともに、  
 即時、完全に廃絶されなけ  
 ればなりません。

経済的利益を原発に優先  
 させる迷妄の愚劣さを許す  
 ことは出来ません。



## 年一回のやめられない習慣

弁護士 坂田 宗彦

昨夏、一五キロほどのザックを背負って  
 飛騨の新穂高温泉から山に入った。初日の  
 テント場である双六小屋まで標高差一五〇  
 〇メートルを登り切るのに苦労した。もう  
 若くはないのだ。体のあちこちが痛くなり  
 途中でザックを投げ出したくなった。それ  
 でも三〇〇〇メートル近くの稜線では、日  
 常では見えないものが見え、聞こえない音  
 が聞こえるような気がする。だからやめら  
 れない。



## 宇和島旅行

弁護士 鈴木 康隆

昨年一〇月二七、二九日にかけて、愛媛県の宇和島に  
 行ってきました。私たち夫婦が入っている山歩きのグル  
 ープに、宇和島出身の人が数人おり、グループの他のほ  
 とんどの人は、宇和島にいったことがない、ということ  
 からこの旅行になったものです。松山駅から特急で一  
 時間半、かなりの田舎です。ちょうど秋祭りの最中で、町  
 全体がお祭り気分が盛り上がっていました。

都会からかなり離れていることから、その土地の風物が多く残っていました。とくに  
 食べ物では「じゃこてん」が自慢です。静岡県育ちの私には格別うまいとも思われませ  
 んでしたが、宇和島出身の人にとっては、郷愁をさそつ第一の食べ物のようでした。



## 体重計

弁護士 岩田 研二郎

最近、「太りましたね」「お腹出てきたね」とよく言われるようにな  
 った。弁護士になるまでも、またなつてからも、ずっとやせ型の体型  
 で、標準体重より数キロは痩せていたのが、二年前に、同居していた  
 両親が亡くなり介護が終わった頃から、徐々に体重が増えだし、頼と  
 お腹に肉がついた。スポーツジムでは必  
 ず体重計にのるので、記録紙で二年前と  
 比較すると四キロくらい増えているのが  
 わかる。お腹の出具合が気になり、なん  
 とかプレスタイエットやヘルシア緑茶な  
 どもやってみたが、効果はない。亡くな  
 った父が「男は腹にポテがはいって一人  
 前や」といっていたことを思い出し、仏  
 壇の前で、お腹をたたいて「父さんこ  
 れでよしとするか」と話しかけているこ  
 の頃である。





## 共働きのノーベル賞

弁護士 井上 洋子



iPS細胞で山中教授がノーベル賞を受賞したとき、何より嬉しかったのは、山中教授の配偶者が専業主婦ではなく共働きであったことだ。これまでの受賞者の夫人は三歩下がってその影を踏まずといった専業主婦、内助の功の印象が強かったが、ついに、妻もフルタイムで仕事をもち共働き

家庭からノーベル賞受賞者が出る時代となった、一歩進んだ、と思っただけで感慨深かった。私は山中教授夫妻とは同世代である。ノーベル賞など及びもつかないが、私に与えられた仕事をきちんとこなして、今年もまっすぐ生きていきたい。



## 聖書を読む

弁護士 横山 精一

最近、旧約聖書、新約聖書、コーランを読んでいます。いずれも口語訳がでており、思ったより読みやすくなっています。宗教に寛容な多くの日本人からすれば、聖書の世界は異質です。強調される教えの一つは、「唯一の神」を信じること。他の神様をあがめるとひどい目に遭うことが、繰り返し、繰り返し述べられています。ユダヤ教、キリスト教、イスラム教のいずれも同じ神様を信じています。唯一の神と対話しながら見る世界は、そうではない世界とは違って見えるように思えます。

## 青年たちへの大人の責任

弁護士 渡辺 和恵

今の青年たちは「夢がないと生きられない。」とぶつぶつ言っているという。戦後育ちの私たちの青年時代は、夢に向かって前進あるのみだった。この言葉を発するまでもなかった。振り返れば幸せな青春時代を送ったと言える。ともかく当時は、けなげに働き続けると共に、力を合わせて闘う大人がいたからだろう。青年たちへの大人の責任を痛感する。



## 十二年目の再会

弁護士 森 信雄

昨秋、妻と「マウリッツハイム展」、「エル・グレコ展」を楽しんだ。

どちらもよかったが、やはりリファエルメールの「真珠の耳飾りの少女」は格別である。二〇〇〇年の大阪市

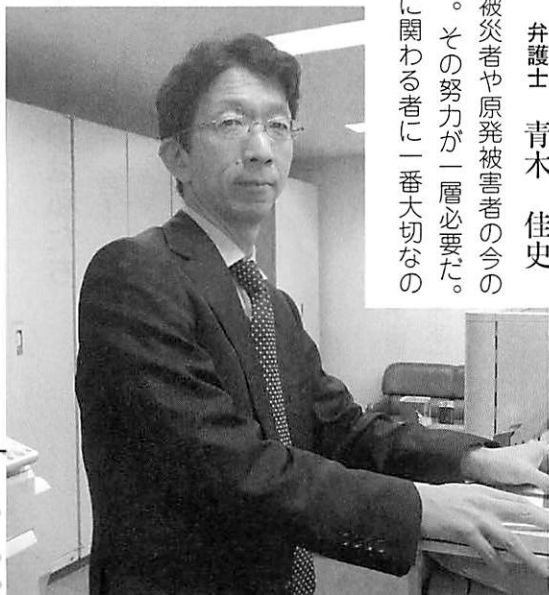
立美術館以来の再会であるが、はかなげで神秘的な少女の表情、光と影のコントラスト、青と黄の色使いのすばらしさ等に心惹かれ、至福の時を味わうことができた。名画は人生の清涼剤である。



## 想像力

弁護士 青木 佳史

あの震災と事故から三年目を迎える、被災者や原発被害者の今の状況を、わがこととして想い続けること。その努力が一層必要なのは、想像力である。おかれた者の立場に自分をおいてその状況を思い描き、何が必要かを考えること。スマトラ沖津波の時、チエルノブイリ事故の時、私たちはこれほどのこととして捉えることはできなかった。では今は、被災者や原発被害者のことを本当にわかつているだろうか。年が明けてどんな政権が生まれているかわからないが、このことを大切にする政治であり、社会であるように、と願う。





## 親としての楽しみ

弁護士 木下 和茂

わが息子は高二ながら複数のユニニアオーケストラで楽器を弾いている。私には楽器の才能はとんとないが、どうやら母親筋の遺伝らしい。家でも熱心に練習している。



以来、我が子の出演するコンサートに夫婦で出かけるのが家族行事となっている。八月末の定期演奏会には田舎の祖父母たちも呼び寄せ、総出で聞きに出かけた。子の活躍する姿を見るのは親として無上の喜びである。

## 老猫逝きて新たな家族を迎える

弁護士 峯田 和子

昨年一月、一六年ほどを共にした老猫が亡くなった。人間の年齢で八五歳くらい(?!)。何とか臨終の間際にも間に合っ  
て無事見送ることができました。しみみりした気分も束の間、我が家は年明け早々、子どもが生まれる予定(このニュースが届く頃には生まれているかも)。今年にはバタバタと慌ただしい一年となりそうですが、気力・体力を振り絞り乗り越えていきたいと考えています。



## 暖房代わり?

弁護士 古本 剛之

寒くなってくると、飼っている猫が暖を求めて膝の上に乗ってきます。最近は一才の息子も膝の上に乗りましたが、時折、膝を奪い合う格好になります。二人(一人と一匹)同時に乗られる時もあり、かわいいのですが、身動きがとれません。そんな時は何か暖房をつけると、淡泊な猫は「もうお前に用はない」とばかりにそちらへ行き、もうこちらには見向きもせずに幸せそうに寝始めます。



## 憲法を生かすのは私たち

弁護士 宮本 亜紀

日本国憲法の九条や前文の崇高さに感動し、憲法を生かす仕事がしたいと弁護士をめざしました。司法試験は難関でしたが、戦争の惨禍を繰り返さず不断の努力で平和で皆が自由に平等に生きられる社会を「希求」する力強さに励まされて勉強を続けました。現在、憲法を否定する政治家の動きが活発化していますが、弁護士として国民のための憲法の意味をもっと広げたいです。



## 不惑

弁護士 増田 尚

昨年、とうとう四〇歳になってしまった。とはいえ、「不惑」の境地にはまだまだ遠い感がある。

格差と貧困の解消が求められて久しいのに、連帯し、分かち合うのではなく、対立を煽り、弱者を叩き、一握りの強欲な連中がさらに利益をむさぼることを可能にする論ばかりが声高にまかりとおっている。理不尽な時代の動きに、心のざわつきを抑える間もない。ただ、そんな時代だからこそ、息をひそめておくのではなく、言うべきことを言わなければこの思いを強くしてやる。





# 事務局もよろしくお願いします

2013



席田 彩子

**子どもを育てる**  
保育所や私立学校で派遣の先生や非正規雇用者が正規職員をうまわまっているとされている。派遣の先生は時間単位らしい。子どもの成長は短時間で築かれるものではない。子どもたちにどう映っているのか、子どもの成長を見守れるような社会でありたい。

## 近況

大島 博子

八六才の母は一人暮らしですが、コースや友人との交際を楽しんでいます。私が後期高齢者となる二〇年後、超高齢社会の社会保障制度はどうなっているでしょう。自分たちで豊かなものにしていかなくては、と強く思います。

## 嵯峨野の直指庵の秋・冬

河口 高良

昭和五〇年頃歌われた「嵯峨野さやさや」に出てくる直指庵をご存じでしょうか。来訪者が読み書き自由にできるノート「想い出草」が有名で数千冊となっています。派手さはありませんがとても落ち着く庵ですよ。

## 近所で見守り

林 美寿子

隣は、七〇代後半の女性と独身の息子さんの世帯。先日、

風邪で三日も寝込んだと聞き心配していたら、「お隣の女の子が、一週間姿を見なかったら必ず電話をしてくれる。みんなが気にかけてくれることが一番うれしい。」とのこと。今年、マンションの理事会役員をするので、孤立した人が出ないよう楽しい取組みをしたいと思います。

## 父の日、母の日は

坂本 真理子

父と息子が年男です。息子が生まれて二年、二人の子どものことはかりを気にかけて、両親のことは…。

今年は、両親に感謝の手紙を書こう。ちよつと愚痴も加えて。忙しくてもやるぞ。うん、ダイエツトよりは出来るはず。

## 今年もよろしくお願ひいたします

山本 望

アニメ「宇宙兄弟」を楽しんでいます。宇宙飛行士になり、「月へ行く」という夢を目前にした弟と、宇宙飛行士をめざす兄。誰もが、経済的事情などで諦めることなく、希望する職を目指す、そんな社会であってほしいと思います。

## 江戸文化体験

松浦 俊介

昨年、東京へ旅行に行った際、浅草で寄席を見ました。有名な断家さんもそつでない断家さんも、お客さんから愛され



ているのが感じられました。江戸庶民文化の真髄を見た気がしました。

## スロー・ペース、スロー・ライフ

松谷 美也

昨年は会いたい人に会うために、行きたい場所に行くために、楽しくも忙しい年でした。腰痛や不意の病気で寝込んだりもしました。

今年は体と向かい合い、人と向かい合い、少しゆっくり生活しようと思います。

## 肩凝り

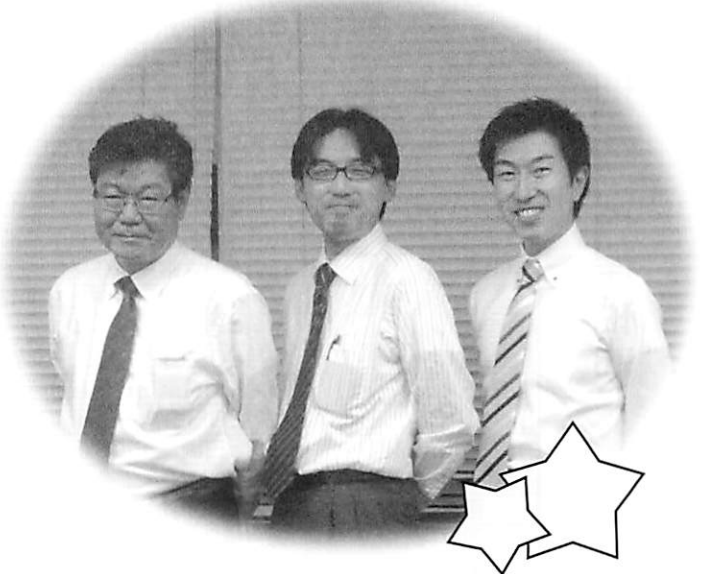
谷垣 郁

肩が凝ると何かに「ふらさがり」たくなります。でも家の中や事務所に「ふら下」がれるところがありません。いい大人が公園の鉄棒にただ「ふら下」が行くのも勇気がいるので、昔流行った「ふらさがり健康器」を買おうか本気で悩んでいます。

## 日本一

鳥居 誠志

我が巨人軍が三年ぶりに日本一になりました。ついでにアジアシリーズは初優勝と今年は強さが目立ったシーズンでした。ここ数年、毎年一度は東京ドームへ観戦に行っていますが、やはり応援しているチームが勝つのはうれしいですね。



# 事務所短信

## ■ 2012

- 9・24 きづがわ塾 裁判員裁判を考える
- 9・26 森田寛二事務局退職
- 9・29 自由法曹団大阪支部総会
- 10・7 原発ゼロの会・大阪発足  
1周年の記念の集い
- 10・19～ 原発反対関西電力本社前抗議行動
- 11・3 友の会 芋煮会
- 11・15 きづがわ塾 相続と遺言
- 11・17 高齢者・障がい者シンポジウム
- 11・27～ 消費税増税反対街頭宣伝
- 12・4 衆議院選挙公示
- 12・16 衆議院選挙投票
- 12・28 仕事納め

## ■ 2013

新年は1月7日午前9時30分から  
通常業務を行います。



## 昨年9月末で退職いたしました



森田 寛二

1972年の春に入所し、その年末に正森成二衆議院議員が誕生したことは、私が法律事務所働くことを大きく励ましてくれました。

事務所に入所して40年と7ヶ月、地域や依頼者の皆様方に依拠しながら悪法阻止の活動や選挙活動で共に行動できたことは、皆様方や所員の方々のご指導ご鞭撻があったからこそでした。本当にありがとうございました。

この間に学んだことを糧にして、今後とも社会発展のために微力ではありますが頑張っていきたいと思っています。

皆様方のご健康とご多幸をお祈りし、退職のご挨拶とさせていただきます。

## ＊ ＊一年間ありがとうございました＊ ＊

あけましておめでとうございます。

お蔭をもちまして、1年間の養成期間を無事終えることができました。きづがわでは、法律業務を学べたのはもちろんのこと、法律事務所がいかにして地域に貢献していくのかを間近で見せて頂き、とても勉強になりました。

1月からは鳥取県の倉吉にある法テラスへと赴任致します。きづがわで吸収したことを活かしながら、新人らしく頑張ろうと思います。1年間ありがとうございました。



弁護士 峯松 梨江子



育児休暇中です

★ 夜間相談

毎週水曜日  
午後6時～8時

土曜日相談

やっています  
午前10時～12時